

情報通信審議会情報通信技術分科会
IP ネットワーク設備委員会
安全・信頼性検討作業班（第 23 回）議事要旨

1 日時

平成 24 年 7 月 17 日（火）17 時 00 分～18 時 10 分

2 場所

総務省 10 階 共用 1001 会議室

3 出席者（敬称略）

（1）構成員

相田 仁（主任）、富永 昌彦（主任代理）、安積 雅人、内田 真人、
浦沢 俊之、大高 利夫、大山 真澄、岡田 利幸、加藤 潤、木村 孝、
小林 真寿美、佐田 昌博、柴田 克彦、竹末 明弘、西川 嘉之、原井 洋明、
福岡 克記、藤岡 雅宣、松本 隆、三膳 孝通、持麿 裕之、山下 武志

（2）事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課）

野崎課長、山路室長、根本補佐、村田補佐

4 議事

- 資料安作 23-1 に基づき事務局より第 21 回及び第 22 回の議事要旨案の確認。
- 主任より電気通信事業者協会及び NTT、NTT ドコモの構成員が交代した旨を紹介。
- 資料安作 23-2 について事務局より説明。主な討議は以下の通り。
 - 7 月 30 日に予定されている IP ネットワーク設備委員会において、本作業班は最終とりまとめの報告ではなく検討状況報告を行う予定である。
 - 利用者周知の部分に災害用音声お届けサービスについて言及したほうがよいのではないか。
 - P1 の「通信センターの分散」等において、省令が努力義務だから、ガイドラインでも同様にしたいとの意見があるが、努力義務とは言え、省令に規定されていること、また、東日本大震災後に開催された各検討会における審議経緯等を踏まえるとその意味は重い。そのようなことを踏まえて議論をして頂きたい。
- 資料安作 23-3 について事務局より説明。主な討議は以下の通り。
 - P2 の(1)～(3)は、資料安作 23-2 の各項目を検討する際に留意すべき基本的事項という認識でよいか。
 - そうだ。
 - P4 に「HP に利用エリアマップ、持続時間を掲載」と記載されているが、お年寄り等の情報弱者を考えた際に十分と言えるのか。

- 市町村等へ問い合わせがあった場合については、各社 HP に掲載されている情報の二次利用で対応できるし、電気通信サービスを利用している人は高確率で HP の閲覧も可能であると考えられる。携帯電話の利用すらおぼつかない高齢者への情報提供は別問題と思われる。
 - 利用者にとって様々な情報が収集できることはよいことである。さらに、これらの情報を得られる場所や方法が各社バラバラではなく統一されると、より情報収集しやすいと思われる。
 - 災害用伝言サービスにおける導線の共通化については記載されていたが、HP 上での表示形式や導線等のある程度の共通化も利用者の利益となるかもしれない。
- 資料安作 23-4 について事務局より説明。主な討議は以下の通り。
- 資料安作 23-3 及び 23-4 を合わせた資料を本作業班の検討状況報告として IP ネットワーク設備委員会に提出する予定であり、資料安作 23-2 は参考資料程度になると思われる。
 - 検討状況報告は、これまでの開催経緯等を頭紙として付与した上で、内容としては資料安作 23-3 及び 23-4 を合わせたものとなる予定である。
 - 確認のために、検討状況報告案を作成後に構成員に照会することとする。
- 資料安作 23-5 について事務局より説明。
- 電気通信事業者各社から「さらなる議論が必要」との意見が多数あったので、8 月中に TCA 等で議論、検討していただき、9 月に予定されている次回作業班へ向けて意見集約を行って欲しい。
 - 8 月中に意見集約して欲しいとのことだが、各社とも協力して、8 月中に意見集約することは可能という認識でよいか。
 - 時間的には厳しいが、まずは各社の意見を出し合わないどれくらい時間を要するのかも見通せない。8 月中に完璧なものを出せるかはわからないが、できる限りのものを作成したい。

以上